

令和 7 年 5 月 1 6 日

指定旧供給地点小売供給約款以外の供給条件の認可について

近畿経済産業局長から意見を求められた下記対象事業者の指定旧供給地点小売供給約款以外の供給条件の認可について、「電気事業法等の一部を改正する等の法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」に照らして審査を行いました。

審査の結果、別紙のとおり近畿経済産業局長に意見を回答しました。

記

(対象事業者)

アストモスリテイリング株式会社	法人番号：5 2 7 0 0 0 1 0 0 3 6 7 2
伊丹産業株式会社	法人番号：5 1 4 0 0 0 1 0 7 7 9 9 3
イワタニ近畿株式会社	法人番号：4 1 2 0 0 0 1 1 6 3 5 9 8
株式会社エネアーク関西	法人番号：5 1 2 0 0 0 1 1 1 8 7 3 3
株式会社青木商店	法人番号：6 1 2 0 0 0 1 0 3 7 0 4 0
大和ガス株式会社	法人番号：2 1 5 0 0 0 1 0 1 3 7 4 4
株式会社西井商店	法人番号：7 1 5 0 0 0 1 0 0 1 8 1 9
日米ユナイテッド株式会社	法人番号：3 1 2 0 0 0 1 0 4 9 0 2 2

(別 紙)

公 印 省 略
2 0 2 5 0 5 1 3 近畿第 1 4 号
令 和 7 年 5 月 1 5 日

近畿経済産業局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

指定旧供給地点小売供給約款以外の供給条件の認可について（回答）

令和7年5月13日付け20250512近畿第30号により貴職から
当委員会に意見を求められた指定旧供給地点小売供給約款以外の供給条件の
認可については、認可することに異存はありません。